

# 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

## 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

### 個別項目

- a. 当社は、関係機関との連携を通じて、重度障害者および高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できる支援体制の構築を目指します。
- b. また、医療・介護・福祉の各分野が連携し、地域全体で支える仕組みづくりに貢献します。
- c. 関係事業者との取引において、公正かつ適正な条件のもとでの取引を行い、相互の信頼関係の構築に努めます。

## 2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

## 3. その他

- ・当社は、関係事業者と連携しながら、介護人材の確保および働きやすい環境づくりを推進し、持続可能な地域福祉の実現に寄与します。
- ・災害時等においても地域の支援体制を維持できるよう、関係機関との連携強化および事業継続体制の整備に努めます。

2026年4月10日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社バイタリティ

代表取締役 古山勝之

企業名

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。